

令和4年度  
穂積ポンプ場  
雨水ポンプ設備更新工事

特記仕様書

豊中市上下水道局技術部  
下水道施設課

## 目 次

第1章 総 則.....	1
第 1 条 一般事項.....	1
第 2 条 計画概要、本工事の概要および指定部分工事概要 .....	1
第 3 条 既設施設.....	3
第 4 条 試運転.....	3
第 5 条 分離発注.....	5
第 6 条 重要仮設処理施設の事故防止対策 .....	5
第 7 条 積上げ計上項目 .....	6
第 8 条 発注図データの貸与 .....	7
第 9 条 契約不適合責任期間 .....	7
第2章 機械設備工事.....	8
第 1 節 機器仕様 .....	8
第 2 節 複合工 .....	18
第 3 節 撤去工 .....	21

# 第1章 総 則

## 第1条 一般事項

本工事は、契約書、設計書、本特記仕様書、図面、及び機械・電気設備工事一般仕様書等により施工する。

## 第2条 計画概要、本工事の概要および指定部分工事概要

計画概要、本工事の概要および指定部分工事概要については、下記のとおりとする。

### 1. 計画概要

	施設名称	全体計画 (m <sup>3</sup> /秒)	事業計画 (m <sup>3</sup> /秒)	既設 (m <sup>3</sup> /秒)	今回 (m <sup>3</sup> /秒)
計画雨水量	穂積ポンプ場	16.782	16.782	16.9	5.05
	小曾根第1ポンプ場	7.516	7.516	8.36	—
	小曾根第2ポンプ場	11.863	11.863	12.794	—
	利倉ポンプ場	30.0	30.0	30.0	—
	桜井谷ポンプ場	0.824	0.824	1.5	—
	千里園ポンプ場	8.976	8.976	9.5	—
計画汚水量	桜井谷ポンプ場	0.218	0.218	0.218	—
	新免ポンプ場	0.032	0.032	0.032	—
	熊野田南中継ポンプ室	0.009	0.013	0.036	—
ポンプ場の概要 (現況及び増設計画等)					

## 2. 本工事の概要

	<table border="0"> <thead> <tr> <th>新規</th><th>増設</th><th>改築</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td>ゲート設備</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td>沈砂池設備</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td>除じん設備</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input checked="" type="checkbox"/></td><td>ポンプ設備</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td>換気・脱臭設備</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td>その他 ( )</td></tr> </tbody> </table>	新規	増設	改築		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ゲート設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	沈砂池設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	除じん設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	ポンプ設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	換気・脱臭設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他 ( )
新規	増設	改築																											
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ゲート設備																										
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	沈砂池設備																										
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	除じん設備																										
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	ポンプ設備																										
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	換気・脱臭設備																										
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他 ( )																										
本工事の内容																													
本工事の概要	穂積ポンプ場に設置されているNo.4雨水ポンプ設備の更新工事を行うもので、機器の製作、据付、調整、配管・弁類の敷設、既設機器および配管・弁類の撤去等を含む工事である。																												

## 3. 指定部分工事の概要

指定部分工事の有無	<input type="checkbox"/> 有 (完成期限 令和 年 月 日) <input checked="" type="checkbox"/> 無
指定部分工事の概要	

### 第 3 条 既設施設

本工事は、処理能力の増設工事（ ■ 改築を含む ）、新規設置工事で、

- あるので、本条を適用する。
  - ないので、本条を適用しない。
1. 既存施設を十分調査の上、既設施設の設計思想を理解し、施設全体の機能を十分發揮させ るようにするとともに、維持管理、保守点検等に支障がないように機器製作、施工を行う。
  2. 工事現場においては、現地作業内容手順等を十分検討の上、養生等事前処置及び復旧を適 切に実施し、既設機器の運転に支障がないように工事を行う。

当該処理場・ポンプ場の環境条件は、下記に示すとおりである。

- (1) 地盤沈下が生じやすい場所 ( )
- (2) 施設内で特に湿潤な個所 ( )
- (3) 施設内で爆発性ガスのある個所
- (4) 施設内で腐蝕性ガスのある個所
- (5) その他 (設備影響のある現場施工は 11 月～2 月に行う。)
- (6) 騒音規制区域について  
指定あり 第 3 種 [ 55～65 dB ] 敷地境界
- (7) 振動規制区域について  
指定あり 第 2 種 (I) [ 60～65 dB ] 敷地境界
- (8) 惡臭規制区域について  
指定あり [ 第 1 号規制 ] 敷地境界 [ 第 2 号規制 ] 排気管出口

### 第 4 条 試運転

本工事の試運転については、以下のとおりとする。

- 1. 本工事は総合試運転を行うので下記 (1) 項を適用する。
- 2. 本工事は総合試運転を別途工事で行うので下記 (2) 項を適用する。
- 3. 本工事には、総合試運転を含んでいない。
- 4. 本工事は、性能確認運転を行う。
- 5. 本工事は組合せ試験を
  - 含む。

関連工事 :	]
関連工事 :	
  - 含まない。
- 6. 本工事は単体調整試験を
  - 含む。
  - 含まない。

(1) 総合試運転を本工事で行う場合

1) 総合試運転実施設備及び実施期間

- (処理場) 水処理関係
- 沈砂池設備
  - 水処理設備
  - 主ポンプ設備
  - 送風機設備 ( 日間 )
- 汚泥処理関係
- 汚泥処理設備
  - 汚泥焼却設備 ( 日間 )

2) 総合試運転開始予定日は、令和 年 月 日である。

なお、本工事部分の据付は原則として総合試運転開始の約 60 日前に完了すること。ただし、日数については監督職員の指示により変更することがある。また、各設備の試運転調整は総合試運転開始の約 10 日前に完了すること。

3) 総合試運転は、別に定める「総合試運転の手引」によるものとする。

4) 総合試運転に要する下記該当費用は、受注者の負担とする。

- 電力、燃料、薬品費
- 相当負荷供給設備費（場内部分）
- 相当負荷供給設備費（場外部分）
- 場内返流水設備費
- 試験・分析測定費（ 関する事項 ）
- 相当負荷上水費
- 相当負荷工業用水費
- その他

5) 下記設備は、総合試運転の対象外とする。

( )

6) 実負荷にて性能検査を行う設備

- 汚泥機械濃縮設備
- 汚泥脱水設備
- 汚泥焼却設備
- その他 ( )

7) 総合試運転で行う設備の性能検査は、日本下水道事業団の「総合試運転の手引」に準じるが、汚泥機械濃縮設備、汚泥脱水設備にかかる性能確認の項目、内容は標準仕様書による。

(2) 総合試運転を別途工事で行う場合

機能保持について

総合試運転の開始予定日は、令和 年 月 日とする。総合試運転開始までの設備の機能保持に必要な措置は、機械・電気設備工事一般仕様書による。措置方法については書類にて監督職員に提出し承諾を受けた後、その措置を行うこと。

## 第 5 条 分離発注

本工事は、分離発注（主要機器を発注した後に、別途補機設備を発注する方式）工事で

- あるので、本条を適用する。
- ないので、本条を適用しない。

本工事は、分離発注のうち

- 主要機器に係る工事であるので、1 項を適用する。
- 補機設備に係る工事であるので、2 項を適用する。

### 1. 主要機器に係る工事

(1) 受注者は、本特記仕様書、図面、および機械・電気設備工事一般仕様書に基づいて主要機器の設計、製作および施工承諾図書等を作成すると共に、関連補機設備に係る参考資料を提出する。この参考資料は、「基本設計」に準拠したもので現場状況を十分把握して作成する。なお、「基本設計」の内容は、監督職員が受注者に明示する。

(2) 参考資料の作成は、次による。

- 1) 作成範囲は、別途定める範囲とする。
- 2) 作成内容は、「実施設計業務委託一般仕様書」に準拠して、補機設備の詳細設計を作成するに必要なものとする。
- 3) 提出期限は、契約締結後 3 ヶ月を原則とするが、監督職員との協議により変更することができる。
- 4) 参考資料のうちの取り合い関係図等は、関連工事の受注者と十分に調整して作成し、監督職員に提出する。
- 5) 本工事の主要機器に含まれていないが（1）の作成範囲に含まれる他の主要機器についても、補機設備と同様に扱い参考資料を作成する。
- 6) 提出部数は 2 部とする。

(3) この参考資料は、完成検査の出来形の対象とはしない。

### 2. 補機設備に係る工事

- (1) 受注者は、本特記仕様書、図面、および一般仕様書に基づいて、補機設備（主要機器の一部を含む場合がある）の設計、製作および施工承諾図書を作成する。
- (2) 承諾図書の作成に当り、参考資料の中から使用可能なものは、使用を妨げない。
- (3) 本工事に含まれる主要機器に係る未発注の補機設備の参考資料は、（1）に準じて作成し提出する。

## 第 6 条 重要仮設処理施設の事故防止対策

本工事は、重要仮設処理設備の事故防止対策が

- あるので、本条を適用する。
- ないので、本条を適用しない。

### 1. 重要仮設処理設備の定義

重要仮設処理設備は、ポンプ場の機能や処理施設の重要な機能を担う仮設ポンプ設備、仮設配管、仮設電気設備等で、これらの仮設処理設備に事故等が発生した場合、汚水の流出および処理機能の停止や低下を招く恐れのあるもの。

## 2. 重要仮設処理設備の施工計画の留意事項

- (1) 受注者は、重要仮設処理設備の施工計画の作成に先立って、現地調査を行い、調査結果を監督職員に報告すること。
- (2) 受注者は、重要仮設処理設備に関する施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受けること。なお、施工計画書においては、以下の事項に留意すること。
  - 1) 重要仮設処理設備の機能が停止した場合、代替機能が確保されていること、または被害防止の対応ができること。
  - 2) 重要仮設処理設備に関する運転・保守管理計画、事故防止対策、事故発生時の減災対策（資機材の現場備蓄、資機材の調達、簡易水質測定キットの備え等）、緊急連絡体制等を整備すること。
  - 3) 重要仮設処理設備に関する水理計算、容量計算、圧力計算等を実施すること。
  - 4) 重要仮設処理設備の使用期間をできる限り短くした工程の検討を行うこと。
  - 5) 重要仮設処理設備の運転開始は、緊急対応を考慮し、原則として週末、連休前を避けた工程計画とすること。
  - 6) 重要仮設処理設備の施工図作成において、仮設配管端部の閉塞は、圧力計算結果に基づきフランジ止またはスミ肉溶接止とすること。

## 3. 重要仮設処理設備の運転開始前の留意事項

- (1) 重要仮設処理設備への切換方法、運転管理、緊急連絡、緊急体制等について協議・調整すること。
- (2) 土砂流入の可能性等の現場条件を踏まえた点検を実施すること。
- (3) 本設に準じた仮設配管の圧力試験を実施すること。
- (4) 本設を停止する前に重要仮設処理設備の試運転を実施すること。
- (5) 重要仮設処理設備の事故を想定した訓練を実施すること。

## 4. 重要仮設処理設備の運転期間中の留意事項

- (1) 定期的および現場立会時に重要仮設処理設備を点検するとともに運転・保守管理状況を監督職員に報告し、異常が認められた場合は速やかな対策を行うこと。
- (2) 台風の通過、接近や大雨が予想される場合、重要仮設処理設備の点検および警戒体制または非常体制をとること。
- (3) 台風、大雨等の警戒発令解除後および震度4以上の地震発生時には、速やかに重要仮設処理設備を点検するとともに、点検結果を監督職員に報告すること。

## 第7条 積上げ計上項目

1. 率計算によるほかに、特に本設計書において積上げ計上した項目について■を符して表示する。

- 特許使用料 ( )  
水道光熱電力量 ( )  
機械経費 ( )  
総合試運転費 ( )  
特別経費 ( 自家発燃料費 ) ( その他 )

- 仮設費 ( )
- 運搬費 (機器の運搬)
- 準備費 (産業廃棄物処分等)
- 事業損失施設費 ( )
- 安全費 ( )
- 役務費 ( 工事施工に要する電力等の基本料金) )  
( 総合試運転に要する電力等の基本料金) )  
( その他 ( ) ) )

#### 第 8 条 発注図データの貸与

1. 完成図面作成等の利用に供するため、発注図面の CAD データを受注者に
  - 貸与する
  - 貸与しない
2. 提供する CAD データは、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。
3. 図面と CAD データの内容に相違がある場合、図面の内容が優先する。

#### 第 9 条 契約不適合責任期間

建設工事請負契約書第 57 条 2 項の契約不適合についての請求等をできる期間は 2 年と読み替える。

## 第2章 機械設備工事

### 第1節 機器仕様

#### § 1 No.4 雨水ポンプ

##### 1. 使用目的

本ポンプは、スクリーンを通過し砂等を除去した雨水を揚水するものである。

##### 2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	立軸斜流ポンプ	
(2) ポンプ口径	Φ 1,500 mm	
(3) 吐出量	303 m <sup>3</sup> /min	Q
(4) 全揚程	7.6m	
(5) ポンプ効率	84%以上	
(6) 原動機出力	520kW	参考値
(7) 回転速度	237min <sup>-1</sup>	参考値
(8) コラム長さ	4.75m	スラブ面から 吸込口まで
(9) 中間軸受	無	中間床設置軸受
(10) 設置方式	2床式	
(11) 流量制御	無	
(12) 台 数	1台	

##### 3. 標準仕様書の適用

日本下水道事業団 機械設備 標準仕様書 第3章 第1節 § 2

##### 4. 標準仕様書選択項目及び範囲

(該当項目を○で囲む)

###### (1) 使用水

a) 汚水

b) 雨水

###### (1) ポンプ推力

a) ポンプ受け

b) 電動機受け

c) 歯車減速機受け

###### (2) 潤滑水回収装置

a) 有

b) 無

###### (3) 水中軸受け

a) ゴム軸受

b) セラミックス軸受

###### (4) 封水装置

a) グランドパッキン

b) メカニカルシール

c) 無注水シール

(5) その他付属品（1台につき）

1)軸スリーブ 1台分

2)特殊工具（必要な場合） 1式

5. 特記事項

既設No.4雨水ポンプと同等の水位で運転が可能なものとし、渦流等に対して十分に検討し、必要な場合は渦流対策を施すこと。

開口部は必要に応じて補強を施し、躯体の強度および韌性を回復すること。

## § 2 No. 4 減速機

### 1. 使用目的

本減速機は、No. 4 ディーゼルエンジンの回転数を歯車の組合せで主ポンプの回転数に減速するとともに、No. 4 ディーゼルエンジンの水平軸をNo. 4 雨水ポンプの垂直軸に連絡して、動力を伝達するものである。

### 2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	直交軸傘歯車減速機	
(2) 原 動 機 出 力	520kW	参考値
(3) 減 速 比	1 : 4. 219	参考値
(4) 原動機回転速度	$1,000\text{min}^{-1}$	参考値
(5) ポンプ回転速度	$237\text{min}^{-1}$	参考値
(6) 潤 滑 及 び 冷 却 方 式	強制循環給油方式 水冷式	
(7) 台 数	1 台	

### 3. 標準仕様書の適用

日本下水道事業団 機械設備 標準仕様書 第3章 第5節 § 1

### 4. 標準仕様書選択項目及び範囲

(該当項目を○で囲む)

- (1) ポンプ推力
  - a) 減速機受け
  - b) ポンプ受け
- (2) 油圧クラッチ
  - a) 有 (型式: 内蔵型)
  - b) 無
- (5) その他付属品 (1台につき)
  - 1) 特殊工具 (必要な場合) 1式

### 5. 特記事項

開口部は必要に応じて補強を施し、躯体の強度および韌性を回復すること。

### § 3 No.4 原動機

#### 1. 使用目的

本原動機は、No.4 雨水ポンプの駆動のため使用するものである。

#### 2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	直接噴射式 4 サイクルディーゼルエンジン	
(2) 定格出力	520kW	参考値
(3) 定格回転速度	1000min <sup>-1</sup>	参考値
(4) 使用燃料	A 重油	
(5) 燃料消費率	0.25kg/kW・h 以下	100%負荷
(6) 台数	1台	

#### 3. 標準仕様書の適用

日本下水道事業団 機械設備 標準仕様書 第3章 第4節 § 1

#### 4. 標準仕様書選択項目及び範囲

(該当項目を○で囲む)

(1) 防振台床

- a) 有  b) 無

(2) 起動方式

- a) 圧縮空気起動  b) 電気起動

(3) 操作方法

- a) 自動  b) 手動

(4) 冷却装置

- a) 放流式  b) ラジエータ  c) 管内クーラ  
 d) 水槽循環式  e) その他

(5) 消音装置

- a) 要(65 dB)  b) 不要

(6) 消音装置 形式

- a) 天井吊下型  b) 据置型

(7) 動力伝達装置

- a) フレキシブル継手  b) 流体継手  c) ギヤカップリング  
d) 遠心クラッチ  e) その他

(8) 過給機

- a) 有  b) 無

(9) その他付属品 (1台につき)

- 1) ピストンリング 1 気筒分

2) オイルリング	1 気筒分
3) 吸気弁	1 気筒分
4) 排気弁	1 気筒分
5) 燃料噴射ポンプ用プランジャー、バレル	1 気筒分
6) 同上バネ	1 気筒分
7) 吐出弁	1 気筒分
8) 同上バネ	1 気筒分
9) 燃料噴射弁、ノズル	1 気筒分
10) 同上バネ	1 気筒分
11) 燃料高圧管	1 台分
12) 各種パッキン	1 式
13) 起動用空気弁（装備機関のみ）	1 気筒分

#### 5. 特記事項

温水循環装置を設置し、黒煙対策および寒冷時においても容易な始動状態を確保すること。温水循環装置には温水槽（ヒーター付）、循環ポンプ、接点付ダイヤル温度計（警報用）、温水槽水位検知器、温度スイッチ（運転用、機関本体設置）、その他必要なもの一式を具備すること。

排気温度計は各気筒に設け、操作盤にて温度の視認ができるよう設置すること。

排気管貫通部に仕舞板を設置すること。また、防火区画処理を行うこと。

排気管出口に防鳥金網を設置すること。予備品等が適正に管理できるようにすること。

## § 4 No.4 空気槽

### 1. 使用目的

本空気槽は、No.4 原動機始動用に使用する圧縮空気を貯留するものである。

### 2. 仕様

項 目	仕 様	備 考
(1) 形 式	立形鋼板製円筒形	
(2) 容 量	2000ℓ×2	
(3) 貯 留 壓 力	2.94MPa	
(4) 台 数	2本(内1本予備)/基	

### 3. 製作条件

(1) 第2種圧力容器となるものは関連法規に適合した製品であること。

(2) 規定圧力は 2.94MPa とし、No.4 原動機を連続操作で3回以上起動可能な容量とする。

### 4. 各部の構造

(1) 立置円筒式とする。

(2) 本空気槽には、空気出入管取付座、圧力計取付座、ドレン管取付座、逆止弁その他必要な装 置を具備させるものとする。

### 5. 使用材料

本体：SS400 又は同等品以上

### 6. 試験、検査

工場において、第2種圧力容器構造規格による耐圧試験を行う。一般事項については日本下水道 事業団 機械設備工事一般仕様書に準拠する。

### 7. 据付け、塗装

日本下水道事業団 機械設備工事一般仕様書に準拠する。

### 8. 標準付属品(1基につき)

- (1) 圧力計 2個
- (2) 安全弁 2個
- (3) 圧力継電器(自動充填用) 1個
- (4) 圧力継電器(異常圧力低下警報用) 2個
- (5) ドレン分離器 1式
- (6) 検査穴又はハンドホール 1式
- (7) ドレン管、ドレン弁 1式

### 9. 特記事項

2本のうち1本を常用、他方を予備として運用するため、それぞれの空気槽一次側配管に逆止弁 を設け、空気槽一次側での連通のないよう設置すること。

## § 5 №.4 吐出弁

### 1. 使用目的

本吐出弁は、№.4 雨水ポンプの吐出側に設け、雨水の流量調整等を行うものである。

### 2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	電動蝶形弁	
(2) 口 径	φ 1,500 mm	
(3) 使 用 圧 力	約 0.076MPa	ポンプの吐出圧力
(4) 電 動 機 出 力	3.7kW	
(5) 周 波 数	60Hz	
(6) 電 壓	200V	
(7) 開 閉 速 度	75 秒以下	
(8) 電 動 機 定 格	15 分以上	
(9) 台 数	1 台	

### 3. 標準仕様書の適用

日本下水道事業団 機械設備標準仕様書 第3章 第2節 § 2

### 4. 標準仕様書選択項目及び範囲

(該当項目を○で囲む)

#### (1) 使用水

- a) 汚水                          b) 雨水

#### (2) 直結・2床式の区別

- a) 直結                          b) 2床式

#### (3) フランジ規格

- a) 7.5K                          b) 10K

#### (4) 据付脚加算(口径 500 以上の場合は本体付属)

- a) 有                          b) 無

#### (5) 開度発信器(R/I 変換器内蔵型)

- a) 有                          b) 無

## § 6 No.4 戻し弁

### 1. 使用目的

本弁は、No.4 雨水ポンプの吐出側に設け、維持管理運転時に開閉を行うものである。

### 2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	電動外ねじ式仕切弁	
(2) 口 径	φ 350 mm	
(3) 使 用 圧 力	約 0.076MPa	ポンプの吐出圧力
(4) 電 動 機 出 力	1.5kW	
(5) 周 波 数	60Hz	
(6) 電 壓	200V	
(7) 開 閉 速 度	約 0.2m/min	
(8) 電 動 機 定 格	15 分以上	
(9) 台 数	1 台	

### 3. 標準仕様書の適用

日本下水道事業団 機械設備標準仕様書 第3章 第2節 § 1

### 4. 標準仕様書選択項目及び範囲

(該当項目を○で囲む)

#### (1) 使用水

- a) 汚水      b) 雨水

#### (2) 直結・2床式の区別

- a) 直結      b) 2床式

#### (3) フランジ規格

- a) 7.5K      b) 10K

#### (4) 据付脚加算 (口径 500 以上の場合本体付属)

- a) 有      b) 無

#### (5) 開度発信器 (R/I 変換器内蔵型)

- a) 有      b) 無

## § 7 No.3, 4 冷却水ポンプ

### 1. 使用目的

本冷却水ポンプは、各機器へ冷却水を移送するためのものである。

### 2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 形式	水中渦巻ポンプ	
(2) 口 径	φ 80mm	
(3) 吐 出 量	0.7m <sup>3</sup> /min	
(4) 全 揚 程	21m	
(5) 電動機出力	5.5kW	
(6) 周波数	60Hz	
(7) 電圧	200V	
(8) ケーブル長	10m	
(9) ポンプ井底から 上部床までの高さ	6.45m	
(10) 台 数	2台(うち予備1台)	

### 3. 標準仕様書の適用

日本下水道事業団 機械設備 標準仕様書 第1章 第1節 § 7

### 4. 標準仕様書選択項目及び範囲

(該当項目を○で囲む)

(1) 使用水

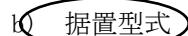


a) 上水

b) 処理水

(2) 配管接続方式

a) 着脱型式



b) 据置型式

(3) その他付属品 (1台につき)

1) メカニカルシール 1台分

## § 8 床排水ポンプ

### 1. 使用目的

本排水ポンプは、ピット内残排水を揚水するためのものである。

### 2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 形式	水中汚水ポンプ	
(2) 口 径	φ 80mm	
(3) 吐出量	0.5m <sup>3</sup> /min	
(4) 全揚程	10m	
(5) 電動機	3.7kW×200V×60Hz×4P	
(6) 水中ケーブル長	10m	
(7) ポンプ井底から上部床までの高さ	3.8m	
(8) 台数	2台(うち予備1台)	

### 3. 標準仕様書の適用

日本下水道事業団 機械設備標準仕様書 第1章 第1節 § 5

### 4. 標準仕様書選択項目及び範囲

(該当項目を○で囲む)

- (1) 接続方式  
a) 着脱型式      b) 据置型式
- (2) その他付属品 (1台につき)  
1) メカニカルシール      1台分

## 第 2 節 複合工

### § 1 鋼製加工品類

#### 1. 鋼製加工品仕様および施工範囲

番号	名称	設置場所	主寸法	材質	数量	備考
1	配管サポート	ポンプ室等	適用仕様書による	SS400+Zn メッキ	1式	
2	点検架台、歩廊	原動機室	図面、適用仕様書による	SS400+Zn メッキ	1式	
3	消音器架台	原動機室	図面による	SS400+Zn メッキ	1式	
4	開口蓋	原動機室	図面による	SS400+Zn メッキ	1式	
5	仕舞板	排気管貫通部	図面による	SUS304	1式	

#### 2. 仕様書の適用

日本下水道事業団 機械設備工事一般仕様書による。

#### 3. 特記事項

- (1) 詳細は、機器配置図による。
- (2) 架台、歩廊等は構造壁に影響が及ばないよう設置する。
- (3) 本設備に必要な鋼製加工品類は全て本工事とする。

## § 2 基礎工

### 1. 基礎工仕様及び施工範囲

番号	名称	設置場所	主寸法	数量	備考
1	雨水ポンプ基礎	ポンプ室	図面による	1式	
2	吐出弁基礎	ポンプ室、原動機室	図面による	1式	
3	減速機基礎	原動機室	図面による	1式	
4	原動機基礎	原動機室	図面による	1式	
5	空気槽基礎	原動機室	図面による	1式	
6	消音器架台基礎	原動機室	図面による	1式	
7	点検架台・歩廊基礎	ポンプ室、原動機室	図面による	1式	
8	雨水ポンプ開口	ポンプ室	図面による	1式	開口補強
9	配管貫通孔	ポンプ室、原動機室他	図面による	1式	開口補強

### 2. 一般仕様書の適用

日本下水道事業団 機械設備工事一般仕様書による。

### 3. 特記事項

- (1) 詳細は、機器配置図による。
- (2) 本設備に必要な基礎および一部はつり工、復旧は全て本工事とする。

### § 3 配管工

#### 1. 配管仕様および施工範囲

番号	名称	材質	口径	施工範囲	備考
1	吐出管	DCIP	φ 1500	雨水ポンプ～吐出弁	
2	冷却水管	SGPW SUS304	65A	既設取合点～ 原動機	貫通部 SUS
3	冷却水戻り管	SGPW SUS304	40A 65A	原動機～既設取合点 減速機冷却器～既設取合点	貫通部 SUS
4	空気管	SUS304	25A	空気圧縮機～除湿器～ 原動機	Sch40
5	燃料管	SGP SUS304	25A	既設取合点～ 原動機	貫通部 SUS
6	排気管	SGP SUS304	350A	原動機～ 消音器～屋外大気	耐熱塗装、保温を施 すこと（屋内） 屋外、貫通部 SUS Sch10 保温材充填及び仕舞 板取付を行うこと (貫通部)
7	戻し管	SUS304	350A	吐出管～ポンプ井	

#### 2. 仕様書の適用

日本下水道事業団 機械設備工事一般仕様書による。

#### 3. 特記事項

- (1) 詳細は、機器配置図による。
- (2) その他本設備に必要な配管類は、全て本工事とする。
- (3) 空気抜、ドレン、圧力計を必要箇所に設置すること。
- (4) 監督関係官公署に対して必要な手続きおよび検査は、本工事に含む。
- (5) ポンプ場の雨水排水運転に支障をきたさないよう、施工方法を考案すること。
- (6) 記載なき SUS 管は、Sch20 とする。
- (7) 配管が床または壁を貫通する箇所については必要に応じて開口部の鉄筋補強を施し、躯体の強度および韌性を回復すること。

### 第3節 撤去工

#### § 1 撤去設備

番号	名称	設置場所	仕様	数量	備考
1	No.4 雨水ポンプ	ポンプ室	立軸斜流ポンプ Φ1500、282 m <sup>3</sup> /min	1	
2	No.4 減速機	原動機室	直交軸傘歯車減速機	1	
3	No.4 原動機	原動機室	直接噴射式4サイクル ディーゼルエンジン 760PS	1	
4	No.4 吐出弁	ポンプ室	電動蝶形弁 Φ1500	1	
5	No.4 消音器	消音器室	No.4 ディーゼルエンジン用 円筒型	1	
6	No.3・4 冷却水ポンプ	ポンプ室		2	
7	床排水ポンプ	ポンプ室		1	
8	点検架台、歩廊	ポンプ室、原動機室	図面による	1式	
9	小配管弁類	ポンプ室、原動機室	図面による	1式	
10	基礎類	ポンプ室、原動機室	図面による	1式	
11	予備品等	ポンプ室、原動機室	監督職員の指示による	1式	

撤去にあたっては、監督職員と十分協議のうえ施工するとともに、既設構造物の損傷には注意して行うこと。

## § 2 撤去品の処理処分

- (1) 撤去品は受注業者の責任において適正な処理処分を行うこと。
  - 1) 有価値物の処理処分 1式
  - 2) 無価値物の処理処分 1式
- (2) 撤去品は整理して写真撮影をし、現場発生品一覧表を提出すること。
- (3) 金属類はS S材、鋳物材等に分類してスクラップ処分し、引き取り証明書、計量証明書を提出すること。
- (4) コンクリートがらおよびプラスチック廃材等の産業廃棄物の処分は「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、処理業者の許可書及び処理証明書等の書類を提出すること。
- (5) 廃棄物処理の運搬は追跡調査を行うこと。
- (6) ディーゼル機関の排気管系統のパッキン（7ヶ所）にはアスベストが含まれているため、関係法令の則り適正な処理処分を行うこと。